

第18回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和5年11月28日(火)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後2時20分閉会
- 3 開催場所 帯広市役所10階 第6会議室
- 4 出席委員 25名
 - 1番 工藤 美佐
 - 2番 吉田 宏一
 - 3番 深田 敬吾
 - 4番 濱野 敏夫
 - 5番 兒玉 康英
 - 6番 松金 栄治
 - 7番 梶川 毅
 - 8番 河瀬 勉
 - 9番 荒川 満雄
 - 10番 大塚 敏幸
 - 11番 山口 善則
 - 12番 室崎 公一
 - 13番 山崎 博之
 - 14番 落合 憲和
 - 15番 窪田 さと子
 - 16番 辻 浩志
 - 17番 尾関 健一
 - 18番 増地 孝昇
 - 19番 岸塚 隆弘
 - 20番 鹿内 淳一
 - 21番 廣瀬 貢弘
 - 22番 石崎 一彦
 - 24番 森 有宏
 - 25番 飯田 祐一
 - 26番 吉田 利彦
- 5 欠席委員 1名
 - 23番 山本 裕慈
- 6 議事録署名委員
 - 11番 山口 善則
 - 12番 室崎 公一
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
 - (4) 報告第4号 農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
 - (5) 報告第5号 調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
 - (6) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (7) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (8) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - (9) 議案第4号 農地等の転用許可申請に対する決定について
 - (10) 議案第5号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (11) 議案第6号 農用地利用集積計画の案の決定について
 - (12) 議案第7号 農用地買入協議要請の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
 - 事務局長 山名 克之 農地課長 境 憲行
 - 農地係長 佐々木 正人 農地係主任 水野 晴基
 - 農地係主任補 齊藤 千紘 農地係主任補 本間 大慎

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第18回帯広市農業委員会を開会いたします。
吉田 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議長	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は、25名です。
	議席番号23番 山本委員につきましては、欠席の申出を受けております。
	委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していることをご報告いたします。
	本日の議事は、開催次第 3.次第 にあるとおり、報告が5件、議案が7件、その他が1件です。
	(配付資料の確認)
	以上です。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、11番 山口委員、12番 室崎委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは報告案件に入ります。報告第1号につきましては、事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。
	また、報告第4号につきましては、関連する内容の議案第1号及び第2号にて、報告第5号につきましては、関連する内容の議案第1号及び第7号にて、それぞれ一括してご説明いたします。
議長	では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」及び報告第3号「農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について」を一括して報告いたします。
	10月分の調査結果について、室崎調査委員長より報告をお願いします。

室崎調査委員長

25日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明について附番32の1件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

続きまして、4ページ、報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）の結果についてですが、第11回目の調査を、現況調査と併せて実施いたしました。

西帯広 222ヘクタール、空港南町 125ヘクタール、南町 20ヘクタール合わせて 367ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、10月分の報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

次に、11月分の調査結果について、辻 調査委員長より報告をお願いします。

辻調査委員長

10日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明について附番33～39の7件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

次に、3ページ 2 農地法第4条の転用に係る完了の確認 附番4の1件について現地調査をしたところ、工事の完了を確認いたしました。

続いて、3 農地法第5条の転用に係る完了の確認 附番6の1件について現地調査をしたところ、工事の完了を確認いたしました。

続きまして、4 農地法第5条の一時転用に係る完了の確認 附番4の1件について現地調査をしたところ、工事の完了を確認いたしました。

最後に、4ページ、報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）の結果についてですが、第12回目の調査を、現況調査と併せて実施いたしました。

昭和町 1, 278ヘクタール、幸福町 848ヘクタール、中島町 698ヘクタール、合わせて2, 824ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、11月分の報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

(委 員)

(なし)

議長

特に無いようですので、報告第2号及び第3号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

議長

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(本間主任補)	農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。 (議案第1号、附番19から26の8件の合意解約について朗読・説明) 以上附番19から26の8件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。
議長	それでは審議に入ります。 ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。 次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(齊藤主任補)	農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第2号、附番21及び22のあっせん売買に伴う所有権移転2件、附番23の贈与による所有権移転1件、附番24及び26の賃貸借2件、附番25の売買による所有権移転1件について、調査票に基づき朗読、説明。)
議長	以上附番21から26の6件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。 それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。
落合委員	附番24について、落合委員よりお願いいたします。 附番24について、意見を申し上げます。借主は美栄町を中心に営農を行っている農地所有適格法人であります。所有農地については、適切に利用されており、今回借り受ける農地についても農地の適切な管理や効率的な利用がなされることが見込まれますので、全部利用要件や地域調和要件についても問題ないと考えます。 意見は以上です。
議長	ありがとうございます。次に附番25及び26について、岸塚委員よりお願いいたします。
岸塚委員	附番25について意見を申し上げます。請け人は中札内村で営農を行っている認定農業者ですが、これまでもこの農地を賃借しており、耕作を行っています。周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしておりませんので、全部利用要件や地域調和要件については問題ないものと考えます。続いて、附番26について意見を申し上げます。借主は中札内村で営農を行っている認定農業者ですが、家族の従事状況や保有している機械などの能力からみて、申請農地の全面的な利用ができるものと見込まれますし、地域調和要件、周辺農地への影響についても問題はないと考えます。意見は以上です。

議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	(なし)	
議	長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明させます。</p>
事務局(佐々木係長)		<p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。</p> <p>(議案第3号、「1.農用地利用計画」附番4の農業用施設への用途変更1件、「2.農地転用計画」附番4の農業用施設建設のための転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p>
議	長	<p>それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>「1.農用地利用計画」附番4および「2.農地転用計画」附番4について、</p>
辻	委 員	<p>委員よりお願いいたします。</p> <p>それでは意見を申し上げます。附番4です。敷地内には余地がなく、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、農業振興地域整備計画の変更はやむを得ないものと考えます。以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	(なし)	
議	長	<p>ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更は異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地等の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。</p>
事務局(佐々木係長)		<p>農地法第4条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第4号、附番2の農業用施設の建設1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第4条の各要件に合致していることを確認しております。</p>
議	長	<p>それでは、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番2について、辻 委員よりお願いいたします。</p>
辻	委 員	<p>それでは意見を申し上げます。議案第3号 附番4で申し上げたとおり、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。以上です。</p>

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。
ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委 員) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定しました。

次に、議案第5号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(佐々木係長) 農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第5号、附番8の砂利採取に係る一時転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)

なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。また、転用面積が30aを超えていることから、申請通り許可を決した場合は北海道農業会議に意見聴取しまして、許可相当の回答により、会長の専決による許可を行うこととなります。

議長 それでは、地区担当委員の意見を伺います。

附番8について、辻 委員よりお願いいたします。

辻 委員 それでは意見を申し上げます。附番8です。事務局からの説明のとおり、申請地は表土が薄く砂利層があるため、砂利を採取し平坦な農地にすることによって、よい農作業ができることから、砂利採取についての一時転用はやむを得ないものと考えます。
以上です。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。

ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することと決定し、本件につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち会長専決により許可書を交付することについてご異議ございませんか。

(委 員) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち、会長専決により許可することとします。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。
議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(本間主任補)	<p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。</p> <p>(議案第6号、一般分(1)賃借権等の設定 附番28の1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>(同、公益財団法人北海道農業公社分(1)所有権移転(買入)の附番7から9の3件、(2)賃借権の設定の附番7から10の4件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。</p>
議 長	<p>それでは審議に入ります。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	<p>(なし)</p>
議 長	<p>ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第7号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明させます。</p>
事務局(本間主任補)	<p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、次の農用地買入協議要請について決定を求めます。</p> <p>(議案第7号、附番10から11の2件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>以上につきましては、北海道農業公社による買入が特に必要と認められることから帯広市長に対し、同公社による買入協議を行うよう要請するものです。</p>
議 長	<p>それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは農用地買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	<p>(なし)</p>
議 長	<p>ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して農用地買入協議の要請することに決定いたしました。</p> <p>以上で、議案の審議は全て終了いたしました。</p> <p>続いて「その他」に入ります。</p> <p>「目標地図策定に関する意向調査の実施について」、事務局より説明させます。</p>
事務局(水野主任)	<p>(「目標地図策定に関する意向調査の実施について」説明)</p>
深 田 委 員	<p>資料がありません。</p>
事務局(水野主任)	<p>皆さんの分がないようですので、資料を準備してまいります。少々お待ちください。</p>
議 長	<p>それでは事務連絡の方、先に説明したいと思います。事務局お願いします。</p>

事務局(佐々木係長)	(事務局から連絡事項の説明)
議 長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	それでは、目標地図策定に関する意向調査の実施についての説明を、事務局より お願いします。
事務局(水野主任)	誠に申し訳ございませんでした。説明をさせていただきます。 (「目標地図策定に関する意向調査の実施について」説明)
議 長	ただいまの説明に関して、ご質問等ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	特に無いようですので、以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長	ご起立願います。お疲れさまでした。